

『農業経済研究』投稿規程

(目的)

第1条 『農業経済研究』(以下「和文誌」という)への投稿に関し、必要な事項を定めるため、本規程を設ける。

(原稿の種類)

第2条 和文誌に掲載する原稿の種類は、投稿原稿(論文、報告論文、研究動向、談話室)、大会報告、依頼原稿(書評等)及び「編集委員会規程」第6条第2項に定める編集方針に関わって編集委員会が特に認めたものがある。投稿原稿に含まれるものであっても、和文誌編集委員会が執筆を依頼する場合がある。

- (1) 論文は、農業経済に関する理論的、実証的な研究成果をとりまとめた原稿であり、独創性、新規性、ならびに有用性が認められたものである。
- (2) 報告論文は、日本農業経済学会(以下「本会」という)が主催する年次大会での個別報告に基づく農業経済の理論的、実証的な研究成果をとりまとめた原稿であり、新規性ならびに有用性が認められたものである。
- (3) 研究動向は、農業経済学分野における特定のテーマについて、先行研究の動向を分析し、現状の到達点と今後の展望をとりまとめた原稿であり、新規性ならびに有用性が認められたものである。
- (4) 談話室は、本会の会員が本会の活動に関連した意見を述べる原稿である。原稿の内容が談話室として相応しいかどうか、適宜、和文誌編集委員会が判断する。
- (5) 大会報告は、本会が主催する年次大会シンポジウム、ミニシンポジウム、共催シンポジウムの報告ならびに質疑応答に関する原稿、記念講演、会長講演、座長解題等である。
- (6) 書評は、農業経済に関する研究成果をとりまとめた市販図書を対象として、当該図書の農業経済学分野における位置づけ、役割などについて評者が独自に論じた原稿である。非会員による図書も書評対象に含める。

(投稿者の資格)

第3条 原稿の筆頭著者とコレスポンディング・オーサーは、本会の会員に限る。ただし、和文誌編集委員会が特に認めた場合は、この限りではない。

2. 報告論文については、原稿が受理された場合に掲載料等を支払うことを条件に投稿を認める。掲載料等は理事会の議を経て決定し、「和文誌投稿細則」(以下「投稿細則」という)に明記する。

(原稿の条件)

第4条 原稿は他の学術雑誌等に未投稿・未掲載のものでなければならない。

(原稿の分量)

第5条 原稿の分量は次のとおりとする。

- (1) 論文は、初回投稿の時点で 25,000 字以内 (図表込み) とする。
- (2) 報告論文は「投稿細則」の様式に従い、原則 4 ページ、上限 6 ページとする。3 ページ以下の原稿は認めない。
- (3) 研究動向は論文に準じるものとする。
- (4) 談話室は 2,000 字以内 (図表込み) とする。
- (5) 大会報告のうち各シンポジウムの報告と記念講演は論文に準じるものとし、会長講演は 10,000 字以内 (図表込み) とする。質疑応答など、その他の原稿はシンポジウム当日の実情を踏まえて和文誌編集委員会が判断する。
- (6) 書評は 3,000 字以内 (図表込み) とする。

(著作権)

第6条 和文誌に掲載された著作物の著作権の帰属等については、本会「著作権規程」による。

(使用言語)

第7条 原稿は、引用文献等の例外を除き、日本語で記載されたものとする。

(原稿の様式)

第8条 原稿の様式は「投稿細則」に定める。

(投稿手続き)

第9条 原稿は、「投稿細則」に従って作成後、PDF ファイルに変換し、電子メールに添付して送付する。その際、本会ホームページからダウンロードした投稿票も PDF 化して原稿とともに送付する (送付先: agri-eco@capj.or.jp)。

(原稿の受付)

第10条 原稿の受付日は、原稿が和文誌編集委員会に到着した日とする。

(掲載の可否)

第11条 原稿の掲載可否の判定については、「和文誌審査規程」に基づいて和文誌編集委員会が決定する。

(原稿の受理)

第12条 原稿の受理日は、原稿を和文誌編集委員会が掲載可と判定した日とする。

(著者校正)

第13条 著者校正は初稿のみとする。著者校正に当たっては、特に和文誌編集委員会が認める場合を除き、誤植以外の加筆、削除、修正はできない。

(別刷)

第14条 掲載が決定した論文等は別刷を作成する。詳細は「投稿細則」に定める。

(改正)

第15条 この規程の改正は編集委員会で発議し、理事会及び総会の承認を経て決定する。また、和文誌及び本会ホームページに公示する。

附則

この規程は2010年4月1日から施行する。

附則

この規程は2013年3月28日から施行する。

附則

1. この規程は2014年11月1日以降の投稿原稿から適用する。
2. 2014年度大会の大会報告原稿及び『日本農業経済学会論文集』和文原稿については、なお従前の例による。

附則

この規程は2016年3月29日から施行する。